

明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例の一部の改正について【令和5年4月に改正した概要】

1 概要

(1) 目的

博物館法の一部改正に伴い、同法から引用する条例の条項にずれが生じることから当該条項のずれについて規定の整備を図るため、条例の一部を改正するもの

(2) 内容

条例別表第2第4項において規定する博物館に相当する施設について、博物館法第31条第2項を引用する。